

N I A C T

第 28 期

事 業 報 告 書

自 2019年4月1日

至 2020年3月31日

長崎国際航空貨物ターミナル株式会社

株主の皆様へ

株主の皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに、「第28期事業報告書」(2019年4月1日～2020年3月31日)
をお届けさせていただきますので、どうぞご高覧下さいますようお願い
申し上げます。

2020年6月

代表取締役社長 富永五郎

会社の概要

(2020年3月31日現在)

社名	長崎国際航空貨物ターミナル株式会社
設立年月日	1992年9月14日
発行可能株式総数	32,000株
発行済株式総数	21,660株
資本金	10億8,300万円
株主数	52名

目 次

事業報告	1
貸借対照表	8
損益計算書	9
株主資本等変動計算書	10
個別注記表	11
会計監査人の監査報告書謄本	14
監査役の監査報告書謄本	16

事業報告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の世界経済は米中貿易摩擦の広がり、半導体需要の一巡、自動車需要の低迷、中国での設備投資調整等、全体的に経済成長は減速傾向となりました。一方、日本経済は前半こそ設備投資の増加、消費税増税前の駆け込み需要、底堅いインバウンド需要にも支えられ、堅調に推移していましたが、後半は消費税増税に伴う駆け込み需要の反動減が見られた他、大型台風など相次ぐ自然災害により生産・販売が下振れした影響で景気減速が鮮明になりつつある中、2019年11月に中国武漢市で発生が確認された新型コロナウイルスの世界的感染拡大の影響は、日本経済並びに世界経済に深刻な影響を及ぼすこととなりました。

航空業界においては、国内・海外経済が緩慢に推移する中、前半は訪日外国人旅客数が増加していたこともあり好調に推移していたものの、後半に入ると日韓関係の悪化により訪日韓国人旅客数が低迷していたことに加え、新型コロナウイルスの感染拡大防止策により国内外で移動制限がかけられた影響で、業績が急速に悪化に転じました。

長崎空港の乗降旅客数につきましては、2020年1月までは好調に推移し、過去最高記録の更新が期待されておりましたが、その後急激に減少することとなり、2019年度合計では315万9千人(対前期比3.4%減少)にとどまりました。また、国際航空貨物の取り扱いにおいても、本年2月7日より中国東方航空の長崎―上海線が全便欠航となり、中国向け鮮魚の輸出が減少した他、輸入についてもクルーズ船の寄港が大幅に減少した影響で積込貨物の保税輸送が減少しました。

当社の第28期(2019年度)営業概況は、次のとおりです。

売上高(営業収入) 88,210千円 対前期比 2,768千円減少(▲3.0%)

内訳は次のとおりです。

①家賃収入	86,581千円	対前期比	2,313千円減少(▲2.6%)
②貨物取扱収入	875千円	対前期比	208千円減少(▲19.2%)
③国内貨物取扱収入	123千円	対前期比	145千円減少(▲54.1%)
④ビル・その他収入	630千円	対前期比	85千円減少(▲11.8%)
⑤販売収入	0千円	対前期比	16千円減少(全減)

賃貸事業の概況は、次のとおりです。

①退去となった案件

2019年5月末に代理店棟201室及び107室からの退去が1件発生しました。

②新規入居となった案件

2019年7月に代理店棟201室への入居が1件発生しました。

貨物の扱別概況は、次のとおりです。

貨物取扱事業 取扱数量合計 42.8トン 対前期比 14.8トン減少(▲25.7%)
内訳は次のとおりです。

- ①輸出扱(定期便) 14.5トン 対前期比 11.4トン減少(▲44.1%)
新型コロナウイルスの影響で2月7日より中国東方航空の上海線が全便欠航となりました。
- ②輸出扱(保税貨物) 無 対前期比 4.6トン減少(全減)
前期は船便として電子部品の取り扱いがありました、当期はありませんでした。
- ③輸出扱(チャーター便) 無 対前期比 2.0トン減少(全減)
前期は自衛隊貨物がありました。
- ④輸入扱(定期便) 0.2トン 対前期比 0.2トン増加(全増)
- ⑤輸入扱(保税貨物) 24.1トン 対前期比 0.7トン減少(▲3.1%)
大型クルーズ船への船用品積込貨物が減少しました。
- ⑥輸入扱(チャーター便) 3.9トン 対前期比 3.9トン増加(全増)
ジブチからの自衛隊貨物がありました。

営業費用は、86,133千円 対前期比 1,564千円増加(1.8%)となりました。
増加した主な費用は次のとおりです。

- ①人件費 20,121千円 対前期比 1,369千円増加(7.3%)
- ②支払報酬 2,622千円 対前期比 462千円増加(21.4%)
- ③租税公課 9,571千円 対前期比 425千円増加(4.6%)

減少した主な費用は次のとおりです。

- ①水道光熱費 5,123千円 対前期比 1,013千円減少(▲16.5%)
- ②地代家賃 8,520千円 対前期比 439千円減少(▲4.9%)
- ③修繕費 2,532千円 対前期比 293千円減少(▲10.3%)

営業利益は、2,077千円 対前期比 4,333千円減少(▲67.5%)となりました。

営業外収益は、571千円 対前期比 173千円増加(43.7%)となりました。
内訳は次のとおりです。

- ①受取利息 555千円 対前期比 165千円増加(42.3%)
- ②雑収入 16千円 対前期比 8千円増加(112.1%)

経常利益は、2,648千円 対前期比 4,159千円減少(▲61.0%)となりました。

特別利益は、1,785千円 対前期比全増です。

2019年9月の台風17号により入退場門扉が損傷を受けた際の保険金収入などです。

特別損失は、0千円 対前期比 1,813千円減少(▲99.9%)

前期は航空会社棟及び代理店棟の一部をLED照明に変更した際の固定資産除却損がありました。

法人税等は、1,077千円 対前期比 86千円減少(▲7.4%)となりました。

結果、当期純利益は3,357千円 対前期比 474千円減少(▲12.3%)となりました。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

航空貨物ターミナル施設としてのさらなる利用拡大を考える上では、長崎県全体における貨物需要をどう掘り起こしていくかが大きな課題になるものと思われます。特に国際貨物に関しましては、現在輸出の主力品目となっております鮮魚だけではなく、農産物や機械部品なども含めまして、航空輸送に適した産品を見つけ出す必要がございますが、今後も長崎県や関係機関とも連携しながら調査研究を行ってまいりたいと考えております。

二点目としましては、当社の財務体質を強化するために、収支改善を推進することが挙げられます。当社の売上げを拡大するためには、営業収入の約98%を占めております家賃収入の拡大が必要不可欠でございますので、現状の空室に対しましてテナントの誘致活動を積極的に行い、新規テナントの獲得につなげてまいります。また管理委託費や修繕費など管理可能コストの削減・抑制にも努めてまいります。

三点目としましては、当社が管理しております航空貨物ターミナル施設の品質維持が挙げられます。長崎県の重要な物流拠点としまして、安全・安心な航空貨物ターミナルの施設運営を推進することが当社に課せられた使命でございます。また、当社施設は建設後25年が経過いたしましたので、施設・設備の状況をよく観察しながら、できるだけ計画的に施設補修や設備更新を進めていくとともに、航空保安対策、新型コロナウイルス感染症などへの対応、自然災害への備えなど危機管理対策も強化しながら、適正な施設運営に努めてまいります。

当社では、以上のような課題を念頭に置きつつ、環境の変化に対応しながら、経営の効率化に取り組んでまいり所存でございます。

株主の皆様におかれましても、なお一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第24期 (2015年度)	第25期 (2016年度)	第26期 (2017年度)	第27期 (2018年度)	第28期 (2019年度)
売 上 高	130,836	96,338	92,387	90,979	88,210
経 常 利 益	35,547	9,527	8,798	6,808	2,648
当期純利益 (△は当期純損失)	24,510	7,605	6,412	3,831	3,357
1 株 当 り 当期純利益 (△は当期純損失)	1,131	351	296	176	155
純 資 産	945,466	953,071	959,483	963,315	966,672
総 資 産	977,386	976,857	985,361	989,713	992,020

(注) 1株当り当期純利益のみ単位は円であり、期末発行済株式数に基づき算出しております。

(6) 主要な事業内容

航空貨物ターミナルの経営
貨物の荷役、保管及び梱包
店舗、事務所、上屋、倉庫、荷捌施設の管理及び賃貸
食料品等の販売

(7) 従業員の状況

(2020年3月31日現在)

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男	- 名	- 名	- 才	- 年
女	2	0	48.0	11.1
合計又は平均	2	0	48.0	11.1

(8) 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 32,000株
- (2) 発行済株式の総数 21,660株
- (3) 株主数 52名
- (4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	議決権比率
長崎県	5,300株	24.46%
長崎空港ビルディング株式会社	3,580	16.52
日本航空株式会社	1,400	6.46
大村市	1,060	4.89
日本通運株式会社	1,000	4.61
ANAホールディングス株式会社	1,000	4.61
西九州倉庫株式会社	600	2.77
松藤商事株式会社	520	2.40
安達株式会社	520	2.40
株式会社親和銀行	480	2.21
名鉄ゴールデン航空株式会社	400	1.84
株式会社十八銀行	360	1.66

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

(2020年3月31日現在)

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	富永五郎	長崎空港ビルディング株式会社 (顧問)
代表取締役専務	遠藤真琴	
取締役	柿本敏晶	長崎県 (企画振興部長)
取締役	永川重幸	長崎空港ビルディング株式会社 (専務取締役)
取締役	布井健志	日本航空株式会社 (日本地区貨物販売支店九州販売部部長)
取締役	吉野哲	大村市 (副市長)
取締役	勝部昭男	株式会社 ANA Cargo (オペレーション部門担当 執行役員)
取締役	今村昌昭	日本通運株式会社 (福岡航空支店長)
取締役	辻宏成	西九州倉庫株式会社 (代表取締役社長)
取締役	松藤章喜	松藤商事株式会社 (代表取締役)
取締役	安達賢一郎	安達株式会社 (代表取締役会長)
常勤監査役	長濱海介	

- (注)1. 監査役 長濱海介氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 2019年6月26日開催の第27期定時株主総会終結の時をもって、永川重幸氏は代表取締役社長を退任いたしました。
 - 2019年6月26日開催の第27期定時株主総会において、取締役 富永五郎氏が選任され、同日開催の第2回取締役会において、代表取締役社長に就任いたしました。
 - 2019年6月26日開催の第27期定時株主総会終結の時をもって、松永龍夫氏は取締役並びに代表取締役専務を退任いたしました。
 - 2019年6月26日開催の第27期定時株主総会において、取締役 遠藤真琴氏が選任され、同日開催の第2回取締役会において、代表取締役専務に就任いたしました。
 - 2019年6月26日開催の第27期定時株主総会終結の時をもって、取締役 林田享、濱田隆三の2氏は退任いたしました。
 - 2019年6月26日開催の第27期定時株主総会において、取締役 布井健志氏が選任され、就任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 3名 6,322千円 (うち社外 0名 0円)

監査役 1名 2,189千円 (うち社外 1名 2,189千円)

(3) 社外監査役に関する事項

区分	氏名	主な活動状況
監査役	長濱海介	当事業年度に開催の取締役会の全てに出席、また、業務・財産の状況について聴取しかつ重要な決裁書類等を査閲するなど監査業務を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

如水監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬 1,896千円

②当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 該当なし

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は、2006年6月6日開催の取締役会において、会社法第362条第4項第6号に基づき、内部統制システム構築の基本方針として「取締役に関する体制」「監査役に関する体制」を整備していくことを決議しております。

NIACT行動憲章、NIACTコンプライアンス・マニュアルの制定をはじめとして内部統制システムの整備に順次努めております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項に規定する剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定款の定めを設けておりませんので、該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	202,162,723	流 動 負 債	15,309,533
現金及び預金	199,848,102	未 払 金	465,851
売 掛 金	13,870	未 払 費 用	1,288,656
未 収 入 金	694,342	未 払 法 人 税 等	4,062,600
未 収 収 益	88,444	未 払 消 費 税 等	1,161,100
前 払 費 用	1,517,965	預 り 金	174,902
		前 受 金	7,284,798
		賞 与 引 当 金	871,626
固 定 資 産	789,858,227	固 定 負 債	10,038,760
有 形 固 定 資 産	317,311,722	受 入 保 証 金	6,162,960
建 物	271,540,880	退 職 給 付 引 当 金	3,875,800
構 築 物	45,472,473		
車 両 運 搬 具	1	負 債 合 計	25,348,293
工 具 器 具 備 品	298,368		
無 形 固 定 資 産	18,000	純 資 産 の 部	
電 話 加 入 権	18,000	株 主 資 本	966,672,657
投 資 そ の 他 の 資 産	472,528,505	資 本 金	1,083,000,000
長 期 性 預 金	470,000,000	利 益 剰 余 金	△116,327,343
長 期 前 払 費 用	2,528,505	そ の 他 利 益 剰 余 金	△116,327,343
		繰 越 利 益 剰 余 金	△116,327,343
		純 資 産 合 計	966,672,657
資 産 合 計	992,020,950	負 債 及 び 純 資 産 合 計	992,020,950

損 益 計 算 書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位：円)

科 目	金 額
売 上 高	88,210,613
売 上 原 価	50,859,825
売 上 総 利 益	37,350,788
販売費及び一般管理費	35,273,551
営 業 利 益	2,077,237
営 業 外 収 益	571,730
受 取 利 息	555,483
雑 収 入	16,247
経 常 利 益	2,648,967
特 別 利 益	1,785,954
保 険 金 収 入	1,785,954
特 別 損 失	2
固 定 資 産 除 却 損	2
税 引 前 当 期 純 利 益	4,434,919
法人税、住民税及び事業税	1,077,618
当 期 純 利 益	3,357,301

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日
至 2020年3月31日)

(単位：円)

	株 主 資 本			株主資本 合 計	純資産 合 計
	資 本 金	利 益 剰 余 金			
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	1,083,000,000	△119,684,644	△119,684,644	963,315,356	963,315,356
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益		3,357,301	3,357,301	3,357,301	3,357,301
当 期 変 動 額 合 計	—	3,357,301	3,357,301	3,357,301	3,357,301
当 期 末 残 高	1,083,000,000	△116,327,343	△116,327,343	966,672,657	966,672,657

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産 定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8年～50年

構 築 物 8年～20年

車 両 運 搬 具 4年

工 具 器 具 備 品 5年～20年

2) 長期前払費用 均等償却

(2) 引当金の計上基準

1) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の額を簡便法により計上しております。

(3) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 754,602,118円（減損損失累計額が含まれております。）

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 21,660株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

(3) 当事業年度中に行った剰余金の配当（当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための基準日が当該事業年度中のものを含む。）に関する事項

該当事項はありません。

4. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

資金運用については長期的及び短期的な預金並びに国債に限定し、安全・確実な運用を心がけております。

売掛金及び未収入金等の営業債権は、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行い把握する体制をとっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	貸借対照表計上額(※)	時 価(※)	差 額
①現金及び預金	199,848,102円	199,848,102円	－円
②売掛金及び未収入金	708,212	708,212	－
③長期性預金	470,000,000	470,000,000	－
④未払金	(465,851)	(465,851)	－

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

①現金及び預金、②売掛金及び未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③長期性預金

時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 受入保証金(貸借対照表計上額 6,162,960円)は、市場価額がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、大村市内において、本社建物を賃貸しております。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

貸借対照表計上額	時 価
179,628,546円	253,481,678円

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当期末の時価は、主として不動産鑑定士による評価に基づいて算定した金額であります。

7. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
該当事項はありません。

(2) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

当社は、建物及び構築物について、国有財産使用許可書により使用が許可された土地に関して、賃貸借契約終了時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関する賃借資産の使用期限が明確ではなく、移転等の計画もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。

そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 44,629円39銭

(2) 1株当たり当期純利益 155円00銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 個別注記表の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

謄 本

長崎国際航空貨物ターミナル株式会社
取締役会 御中

2020年5月14日

如水監査法人

指定社員 公認会計士 内田 健二 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、長崎国際航空貨物ターミナル株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役への責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役への責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の

過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

謄 本

長崎国際航空貨物ターミナル株式会社
代表取締役社長 富 永 五 郎 様

2020年5月15日

長崎国際航空貨物ターミナル株式会社
常勤監査役 長 濱 海 介 印

当監査役は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、監査方針に基づき審査のうえ本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法及びその内容

監査役は、取締役等との意思疎通を図り、情報の収集に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。併せて重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及びその他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制に関しては、取締役会決議及び当該決議に基づいた整備状況を検証いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一．事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二．取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三．体制整備に関する取締役会議及び当該体制整備に関する取締役の職務の執行について、相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、如水監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。